

小規模保育事業 みとう保育ルーム 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	みとうメディカル株式会社
所 在 地	大阪市住吉区長居東四丁目 6 番 8 号
電 話 番 号	0 6 - 6 6 0 7 - 0 4 0 4
代表者氏名	代表取締役 倉岡 七恵 (くらおか ななえ)

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業A型
施 設 の 名 称	みとう保育ルーム
施 設 の 所 在 地	大阪市住吉区長居西三丁目 6 番 3 号
連 絡 先	電話番号 0 6 - 4 7 0 0 - 8 8 3 1 FAX 0 6 - 4 7 0 0 - 8 8 3 8
管 理 者	施設長 枝元 恵美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0 歳児 3 人 1 歳児 4 人 2 歳児 5 人
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 9 人 満 1 歳未満の児童 3 人
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	2 7 1 0 0 5 2 0 0 2 6 2 5

3 事業の目的・運営方針

みとう保育ルーム（以下「当事業所」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当事業所は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当事業所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当事業所における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	木造2階建のうち2階
	延べ面積	72.00m ²
	屋外遊戯場	南住吉三児童遊園300m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室(又は遊戯室)	1室	
その他		調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い

5 提供する保育等の内容

当事業所は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労告141)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 給食

管理栄養士が作成した献立による、和食中心の自園調理

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和7年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	5	1	
子育て支援員	保育士を補助して担当業務に従事する	1	0	1	
管理栄養士	給食、おやつの献立作成及び調理をする				
調理員	給食、おやつを調理する	3	1	2	

当事業所では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

＜各職種の勤務体系＞

職種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯(8:00~19:00)のうち8~10時間
保育士・保育補助	正規の勤務時間帯(8:00~19:00)のうち6~10時間
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~19:00)のうち6~10時間
調理員	正規の勤務時間帯(8:00~19:00)のうち3~8時間

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

その他に、お盆の期間など家庭保育協力日を設けさせて頂くことになります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から19時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当事業所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、8時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当事業所にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務は当事業所の調理員が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応。食物アレルギー対応マニュアル有り。

10 連携施設

当事業所は、保育を適正に実施し、当事業所における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当事業所に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当事業所における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

みとう保育園

運営主体	みとうメディカル株式会社
所在地	大阪市住吉区長居西3-6-4
連携内容	食事の提供に関する支援 嘱託医による健康診断等に関する支援 保育の内容に関する支援 必要に応じて、代替保育の提供 当事業所における保育の提供終了後の継続的な受入 2歳児定員5人中 4人
電話番号	06-4700-8830

愛児幼稚園

運営主体	学校法人稻垣学園
所在地	大阪市住吉区長居西3-1-14
連携内容	食事の提供に関する支援 嘱託医による健康診断等に関する支援 保育の内容に関する支援 必要に応じて、代替保育の提供 当事業所における保育の提供終了後の継続的な受入 2歳児定員5人中 1人
電話番号	06-6691-0502

11 共同保育実施施設

みとう保育園（上記連携施設）

土曜日や家庭保育協力期間中の利用者児童数が少ない場合、共同保育実施施設となるみとう保育園にて、合同保育をさせていただくことがあります。

給食は、みとう保育園の給食業務委託先の株式会社ジャパンメディカルフードからの提供となります。

11 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当事業所にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

12 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当事業所に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当事業所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘴託医

当事業所は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	てらかど診療所
医長名又は医師名	寺角 匡弘（てらかど まさひろ）
所 在 地	大阪市住吉区長居4-10-23
電 話 番 号	06-6694-3856

(2) 歯科

医療機関の名称	かなえデンタルクリニック
医長名又は医師名	倉岡 香苗（くらおか かなえ）
所 在 地	大阪市住吉区長居西2-11-14
電 話 番 号	06-6608-6480

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。		
防災設備	・自動火災報知設備	無	・消火器 有
	・非常警報器具・設備	有	・誘導灯 有
	・スプリンクラー	無	・避難器具 無
	・カーテン、敷物で可燃性のものの防炎処理	有	
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。		

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当事業所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当事業所 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 倉岡 七恵 (代表取締役) 枝元 恵美 (みとう保育ルーム施設長) ・ご利用時間 9:00 ~ 18:00 ・電話番号 06-4700-8831 FAX 06-4700-8838 担当者が不在の場合は、当事業所職員までお申し出ください。
第三者委員	白樺 章行 電話 06-6691-0502 学校法人稻垣学園 愛児幼稚園 理事長
	芦田恵美子 電話 06-6606-3334 民生委員
	西村 聰 電話 06-6701-5407 西村社会保険労務士事務所 所長

※ 当事業所では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当事業所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	施設の欠陥や施設の内外で行われる仕事の遂行、もしくはイベントが原因となって生じた対人・対物事故により当事業所が法律上の損害賠償責任を負った際、次に示す保険金が支払われます。

保険金額	1名につき 上限 1 億円 1事故につき 上限 3 億円
保険の種類	普通傷害保険
保険の内容	園児が移動中などに傷害を負った際、次に示す保険金が支払われます。
保険金額	死亡・後遺障害 上限 5 0 0 万円 入院 1 日につき 上限 5 0 0 0 円 通院 1 日につき 上限 2 5 0 0 円

21 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日現在）

	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
0歳児	1人	3人	1人
1歳児	4人	4人	5人
2歳児	4人	5人	3人

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	未実施	なし
自己評価の実施状況	令和 6 年 3 月実施	

22 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし

23 当事業所におけるその他の留意事項

喫煙	当事業所の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
帽子代	利用乳幼児の服装等の代金	入園時 1,200円
用品代	家庭用の連絡帳の購入代金	入園時 500円
シーツ代	通気性の良いレンタル敷布団の専用シーツ代金	入園時 1,000円
アルバム代	アルバム作成の費用	入園時 2,000円
アルバム代	アルバム用写真代(2年目から徴収)	年額 1,000円
行事費	行事の際のプレゼント代金	月額 400円
布団レンタル代	通気性のよい敷布団レンタル代金	月額 1,000円

※遠足代は、隨時実費にて3,000円程度徴収させていただきます。

※令和7年度入園0歳児～卒園アルバムとして卒園の年に実費にて徴収
(4,000円程度)

2 時間外保育に係る利用者負担

保育短時間認定に係る時間外保育料

30分あたり 150円

※ 当事業所は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

みとう保育ルームにおける保育サービス（小規模保育事業）利用契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、この重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承しました。

令和　　年　　月　　日

【事業者】

事 業 者 名 みとうメディカル株式会社 みとう保育ルーム

事業者所在地 大阪市住吉区長居西三丁目 6 番 3 号

事業者代表者 代表取締役 倉岡 七恵 印

説 明 者 名 施設長 枝元 恵美

【保護者】（自署または記名押印）

保 護 者 住 所 _____

児 童 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 _____ 印

児童から見た続柄 _____